附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、公布の日の属する月の月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査及び地方調査から適用する。ただし、第二条の規定は、令和四年一月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査及び地方調査（次項において「令和四年一月分調査」という。）から適用する。

2　令和三年十二月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査及び地方調査において、第二条の規定による改正前の毎月勤労統計調査規則第十六条第一項の規定により厚生労働大臣が調査票を配布した事業所であつて、令和四年二月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査又は地方調査において、同令第七条第一項又は第三項の規定により指定を受けていないものについて行う令和四年一月分調査については、第二条の規定による改正後の同令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正前の毎月勤労統計調査規則第十六条第一項の規定により厚生労働大臣が配布した調査票（以下次項において「旧調査票」という。）は、第二条の規定による改正後の同項の規定により都道府県知事が配布した調査票とみなす。

4　第二条の施行の際現にある旧調査票による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

5　第一条の規定による改正前の毎月勤労統計調査規則第二十二条又は第二十三条の規定により行われた厚生労働大臣が行う全国調査及び特別調査並びに都道府県知事が行う地方調査における調査関係書類の保存については、なお従前の例による。

6　この省令による改正後の毎月勤労統計調査規則の規定により実施する全国調査、地方調査及び特別調査のために必要な事務は、この省令の施行前においても行うことができる。

○厚生労働省令第百八十一号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

厚生労働大臣　後藤　茂之

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意継続被保険者の資格喪失の申出） **第四十二条の二**　法第三十八条第七号の申出は、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を保険者に提出することによって行うものとする。	（新設）
（傷病手当金の支給の申請） **第八十四条**　法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。	（傷病手当金の支給の申請） **第八十四条**　法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
一～九　（略） 十　同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定により、傷病手当金に相当する給付を受け、又は受けようとする場合は、その旨	一～九　（略）
2～8　（略）	2～8　（略）
（傷病手当金の支給期間の計算） **第八十四条の三**　傷病手当金は、これを支給した日数の累計日数が法第九十九条第四項に規定する支給期間の日数に達するまで支給する。	（新設）
（令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額の算定） **第百三十五条の五の二**　（略） 2　前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。 一　特定健康診査（高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。第百五十三条の三第一項において同じ。）その他の健康診査であって協会が定めるもの（第四号において「特定健康診査等」という。）の実施率 二～五　（略） （口座振替による納付に係る納入告知書の送付） **第百四十三条**　厚生労働大臣は、法第百六十六条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料の納付に関	（令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額の算定） **第百三十五条の五の二**　（略） 2　前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。 一　高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの（第四号において「特定健康診査等」という。）の実施率 二～五　（略） （口座振替による納付に係る納入告知書の送付） **第百四十三条**　厚生労働大臣は、法第百六十六条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料の納付に関